

農業委員の選挙区設置基準の緩和について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」

平成24年4月27日

1. 法案の内容と審議状況

内閣府は3月9日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」を国会に提出。現在、衆議院で審議中。

2. 法案の内容と効果

農業委員会については

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第36条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項中「政令で定める基準に従い」を「農家数又は農地面積を考慮し」に改める。

成立後は、現在の「農業委員会等に関する法律施行令」第5条で定めている「2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない」という制約がなくなり、市町村がより広い裁量をもって選挙区を決めることができるようになる。

3. 施行日と適用対象

農業委員会法部分は公布日に即日施行される。(附則第1条)

この適用対象となるのは、施行日以後に告示される選挙から。(附則第5条)

4. 今後の対応

これまで合併市町村において、旧市町村や地域などを独立の選挙区としたいが「500ヘクタール以上又は基準農業者数が600人以上」という要件を満たさないため実現できなかった地域においては、本制度改正によって柔軟な設置が可能となる。

このため、改正内容を周知するとともに、特に改選期が迫っている農業委員会については、早期に市町村と協議の上、選挙区の見直しに向けた検討を開始するよう促す。